

## 騒音・振動規制に係る特定施設の届出について

【 関係法令 騒音規制法・振動規制法・鎌ヶ谷市公害防止条例 】

### 1. 規制・届出

工場又は事業場に設置される施設のうち、著しい騒音・振動を発生する施設を特定施設といいます。これらの施設を設置する工場または事業場を特定工場等といい、規制の対象としています。特定施設を設置するにはその特定施設の設置の工場開始の日の30日前までに、特定施設の設置届出を提出しなければなりません。

※工場、事業場とは継続的に一定の業務のために使用される場所のことをいいます。

### 2. 特定施設の種類

特定施設の種類は次のとおりです。

#### ・騒音に係る特定施設一覧

大分類	小分類	騒音規制法	鎌ヶ谷市公害防止条例
金属加工機械	圧延機械	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上	
	製管機械	すべて	
	ベンディングマシン(ロール式)	原動機の定格出力3.75kw以上	
	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
	機械プレス	呼び加圧能力294キロニュートン以上	すべて
	せん断機	原動機の定格出力3.75kw以上	(シャーリングマシン)
	鍛造機	すべて	
	ワイヤフォーミングマシン	すべて	
	ブラスト	タンブラスト以外のものであって密閉式のものを除く	すべて
	タンブラー	すべて	
	製鋸機	(規制対象外)	すべて
	製釘機		すべて
	平削盤		すべて
	型削盤		すべて
	切断機	といしを用いるものに限る	高速度切断機
	研磨機	(規制対象外)	すべて
自動やすり目立機		原動機の定格出力1.5kw以上	
空気圧縮機及び送風機	原動機の定格出力7.5kw以上	原動機の定格出力3.75kw以上	
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機	原動力の定格出力7.5kw以上	すべて	
食品加工用粉碎機 その他の用に供する粉碎機(破砕機、摩砕機を含む)	(規制対象外)	すべて	
織機	織機	原動機を用いるものに限る	
	紡績機械	(規制対象外)	すべて
	編組機		すべて
	撚糸機		すべて

建設用 資材製 造機械	コンクリートプラント	気ほうコンクリートプラントを除き、混練機の混練容量が0.45 m <sup>3</sup> 以上	すべて
	アスファルトプラント	混練機の混練重量が200 kg以上	すべて
穀物用製粉機（ロール式）		原動機の定格出力7.5kw以上	（規制対象外）
木 材 加 工 機 械	ドラムバーカー	すべて	
	チップパー	原動機の定格出力2.25kw以上	すべて
	碎木機	すべて	
	帯のご盤	製材用・原動機の定格出力15kw以上	原動機の定格出力0.75kw以上
	丸のご盤	木工用・原動機の定格出力2.25kw以上	
	かんな盤	原動機の定格出力2.25kw以上	原動機の定格出力0.75kw以上
抄紙機		すべて	
コルゲートマシン		（規制対象外）	すべて
印刷機械		原動機を用いるものに限る	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機		ジョルト式のものに限る	すべて
ニューマチックハンマー		（規制対象外）	すべて
ロール機			すべて
自動製びん機			すべて
ドラムかん洗浄機			すべて
ロータリーキルン			すべて
重油バーナー			重油使用料15L/h以上
走行クレーン （天井走行・門型走行）			原動機の定格出力7.5kw以上
クーリングタワー			原動機の定格出力0.75kw以上
集じん装置			すべて
冷凍機（圧縮機を用いるもの）			原動機の定格出力7.5kw以上
原動機（ディーゼルエンジン・ガソリンエンジンで船舶又は車両等のものは除く）			原動機の定格出力7.5kw以上
原動機付二輪車による断郊競技施設			すべて

・振動に係る特定施設一覧

大分類	小分類	振動規制法	鎌ヶ谷市公害防止条例
金属加工機械	液圧プレス	矯正プレスを除く	すべて
	機械プレス	すべて	
	せん断機	原動機の定格出力 1kw 以上 (シャーリングマシン)	
	鍛造機	すべて	
	ワイヤーフォーミングマシン	原動機の定格出力 37.5kw 以上	すべて
	圧延機械	(規制対象外)	原動機の定格出力の合計が 22.5kw 以上
	製管機械	(規制対象外)	すべて
圧縮機		原動機の定格出力 7.5kw 以上	原動機の定格出力 3.75kw 以上
送風機		(規制対象外)	原動機の定格出力 3.75kw 以上
土石用又は鉱物用の破砕機、摩砕機、ふるい及び分級機		原動機の定格出力 7.5kw 以上	原動機の定格出力 3.75kw 以上
食品加工用粉碎機 その他の用に供する粉碎機 (破砕機、摩砕機を含む)		(規制対象外)	原動機の定格出力 3.75kw 以上
織機		原動機を用いるもの	
コンクリートブロックマシン		原動機の定格出力の合計が 2.95kw 以上	
コンクリート管製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kw 以上	
コンクリート柱製造機械		原動機の定格出力の合計が 10kw 以上	
木材加工機械	ドラムパーカー	すべて	
	チップパー	原動機の定格出力 2.2kw 以上	すべて
印刷機械		原動機の定格出力 2.2kw 以上	
ゴム練用又は合成樹脂練用のロール機 (カレンダーロール機以外)		原動機の定格出力 30kw 以上	
合成樹脂用射出成形機		すべて	
鋳造型機 (ジョルト式)		すべて	
冷凍機		(規制対象外)	原動機の定格出力 7.5kw 以上

※施設の定格出力が馬力数で表示された施設は 1馬力=0.746kWとして扱います。  
 ※冷凍機には空気調和機器(エアコン・ガスヒートポンプ、エコアイスなど)も含まれます。  
 ※例えば金属加工機械を金属加工以外の用途に用いるような場合でも特定施設として届出が必要になります。

※年に数回しか使用しない施設でも届出の対象となります。

### 3. 規制基準

特定施設を設置している者は当該特定工場等の敷地境界において以下の地域毎に定められた規制基準を守らなければなりません。

#### ・騒音に係る規制基準

区域の区分	規 制 基 準		
	昼 間 (午前 8 時～ 午後 7 時)	朝・夕 (午前 6 時～ 午前 8 時) (午後 7 時～ 午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時～ 翌日午前 6 時)
第 1 種低層住居専用地域	50 デシベル	45 デシベル	40 デシベル
第 1 種中高層住居専用地			
第 1 種住居地域	55 デシベル	50 デシベル	45 デシベル
第 2 種住居地域			
近隣商業地域	65 デシベル	60 デシベル	50 デシベル
商業地域			
準工業地域			
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル	50 デシベル

#### ・振動に係る規制基準

区域の区分	規 制 基 準	
	昼 間 (午前 8 時～午後 7 時)	夜 間 (午後 7 時～翌日午前 8 時)
第 1 種低層住居専用地域	60 デシベル	55 デシベル
第 1 種中高層住居専用地域		
第 1 種住居地域		
第 2 種住居地域		
近隣商業地域	65 デシベル	60 デシベル
商業地域及		
準工業地域		
その他の地域	60 デシベル	55 デシベル

※当該工場等から発生する全ての騒音・振動が対象となります。

### 4. 勧告及び命令

#### ・改善勧告

特定工場等から発生する騒音・振動が規制基準に適合しないことにより周辺的生活環境が損なわれていると認められるときには改善すべきことが勧告されます。

#### ・改善命令

勧告に従わない時は、その勧告に従うことが命令されます。

### 5. 罰則

- ・改善命令に従わないとき、届出を怠ったとき、特定施設の状況について報告、立入検査を拒んだときに罰則が適用されます。